

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第二十五号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(従業者の員数) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童		
(従業者の員数) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童		

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

5—9 (略)

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

5—9 (略)

	改 正 後		改 正 前
第十七条の二　(略)		第十七条の二　(略)	
(電磁的記録等)			
第十七条の三　センターの設置者及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的		発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。	
一 一 五 (略)	5 第一項第一号及び前二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	5 第一項第一号及び前二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	6 6 一 八 (略)
第七条　(略)	2 2 一 六 (略)	第七条　(略)	2 2 一 六 (略)
第六十五条　(略)	7 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	第七条　(略)	2 2 一 六 (略)
2 2 一 四 (略)	8 (略)	第六十五条　(略)	5 第一項第一号及び前二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
5 第一項第一号及び前二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	8 (略)	2 2 一 四 (略)	5 第一項第一号及び第二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
6 6 一 八 (略)		6 6 一 八 (略)	

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一
一
五
(略)

5
第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6
6
一
八
(略)

記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 センターの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第十五条の二（略）	改正後	第十五条の二（略）	改正前
<p>（電磁的記録等）</p> <p>第十五条の三 福祉ホームの設置者及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもの（うち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、図面、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 福祉ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方である場合には当該利用者に係る障害の特</p>	<p>記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>（電磁的記録等）</p> <p>第十五条の三 福祉ホームの設置者及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもの（うち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、図面、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 福祉ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方である場合には当該利用者に係る障害の特</p>	<p>記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄は掲げる規定を同表の改正後の欄は掲げる規定に併せて示すよ
うに改正する。

（準用）改正後
五百九十五条 第十条から第十三条まで、第十
五条から第十八条まで、第二十条、第二十三
条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第
三十四条の二から第三十八条の二まで、第五
十三条から第五十五条まで、第六十一条、第
六十三条から第六十五条まで、第七十三条、
第七十八条から第八十二条（第十号を除く。
）まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、
特定基準該当障害福祉サービスの事業につい
て準用する。この場合において、第十条第一
項中「第三十一条」とあるのは「第一百九十五
条第一項において準用する第八十二条」と、
第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例
介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二
十条第二項中「次条第一項から第三項まで」
とあるのは「第一百九十五条第二項において準
用する第七十四条第二項及び第三項、第一百九
十五条第三項及び第五項において準用する第
百三十三条第二項及び第三項並びに第一百九
十五条第四項において準用する第一百四十三
条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中
「第二十一条第二項」とあるのは「第一百九十五
条第二項において準用する第七十四条第二項、
第一百九十五条第三項及び第五項において準用
する第一百三十三条第二項並びに第一百九十五条
第四項において準用する第一百四十三条第二項
」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事
業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業
を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条
第一項」とあるのは「第一百九十五条第一項に
おいて準用する次条第一項」と、「療養介護
計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サ
ービス計画」と、第五十四条第一項、第二項

（準用）改正前
五百九十五条 第十条から第十三条まで、第十
五条から第十八条まで、第二十条、第二十三
条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第
三十四条の二から第三十八条の二まで、第五
十三条から第五十五条まで、第六十一条、第
六十三条から第六十五条まで、第七十三条、
第七十八条から第八十二条（第十号を除く。
）まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、
特定基準該当障害福祉サービスの事業につい
て準用する。この場合において、第十条第一
項中「第三十一条」とあるのは「第一百九十五
条第一項において準用する第八十二条」と、
第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例
介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二
十条第二項中「次条第一項から第三項まで」
とあるのは「第一百九十五条第二項において準
用する第七十四条第二項及び第三項、第一百九
十五条第三項及び第五項において準用する第
百三十三条第二項及び第三項並びに第一百九
十五条第四項において準用する第一百四十三
条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中
「第二十一条第二項」とあるのは「第一百九十五
条第二項において準用する第七十四条第二項、
第一百九十五条第三項及び第五項において準用
する第一百三十三条第二項並びに第一百九十五条
第四項において準用する第一百四十三条第二項
」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事
業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業
を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条
第一項」とあるのは「第一百九十五条第一項に
おいて準用する次条第一項」と、「療養介護
計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サ
ービス計画」と、第五十四条第一項、第二項

第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「同条第八項中「六月」とあるのは、「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、「第五十五条中「前条」とあるのは、「第百九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2-5

(略)

(社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第十七条 (略)	改 正 後	第十七条 (略)	改 正 前
<p>（電磁的記録）</p> <p>第十七条の二 婦人保護施設の設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>			

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「同条第八項中「六月」とあるのは、「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、「第五十五条中「前条」とあるのは、「第百九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2-5

(略)

	改正後	改正前
附 則		
14 13 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基 準条例第七十一条第一項に規定する基準該當 放課後等デイサービスに関する基準を満たし ている基準該當放課後等デイサービス事業者 (次項において「旧基準該當放課後等デイサ ービス事業者」という。)については、新指 定通所支援基準条例第七十一条第一項の規定 にかかるらず、令和五年三月三十一日までの 間は、なお従前の例による。 (略)	14 13 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基 準条例第七十一条第一項に規定する基準該當 放課後等デイサービス支援に関する基準を満 たしている基準該當放課後等デイサービス事 業者(次項において「旧基準該當放課後等デ イサービス事業者」という。)については、新指 定通所支援基準条例第七十一条第一項の規 定にかかるらず、令和五年三月三十一日ま での間は、なお従前の例による。 (略)	
この条例は、公布の日から施行する。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。